



第5章 实施施策

第5章 実施施策

福岡市総合交通戦略では、「福岡市都市交通基本計画」に示されている「施策の基本的な方針」ごとに関連する施策をパッケージ化し、実施施策として位置づけます。

1 施策の基本的な方針（福岡市都市交通基本計画より）

【基本理念】

『人に安心、まちに活力、地球にやさしい』

～コンパクトで持続可能なユニバーサル都市・福岡を支える交通～

【目標像】

目標像Ⅰ

都市の骨格を形成する総合交通体系の構築

目標像Ⅱ

子どもから高齢者まで誰もが安全・安心な交通

目標像Ⅲ

環境にやさしい交通

目標像Ⅳ

活力ある都心部を支える交通

目標像Ⅴ

国内外からの広域的な人流・物流を支える交通

この戦略では、市民、企業、事業者と行政が特に連携して取り組む必要がある「施策の基本的な方針」を取り扱います（黒文字が該当する方針）。

【施策の基本的な方針】

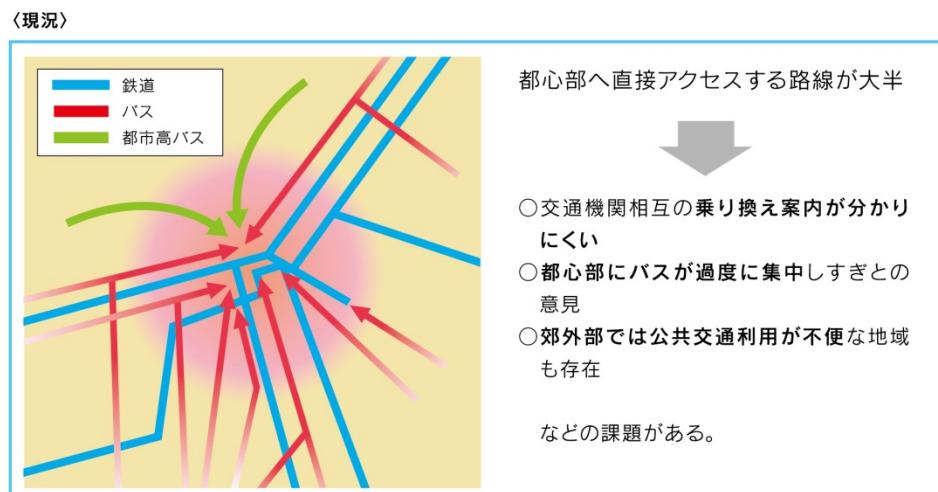


2 実施施策

方針1 公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進

鉄軌道や基幹的なバスによる公共交通幹線軸の形成と、この幹線軸とバス路線網が相互に連携した「分かりやすく使いやすい公共交通体系づくり」や、拠点駅等でのバスや鉄道の乗り継ぎ利便性の向上、公共交通の利用促進に市民・企業、交通事業者、行政が連携して取り組みます。

【分かりやすく使い
やすい公共交通
体系のイメージ
(福岡市都市交通
基本計画より)】



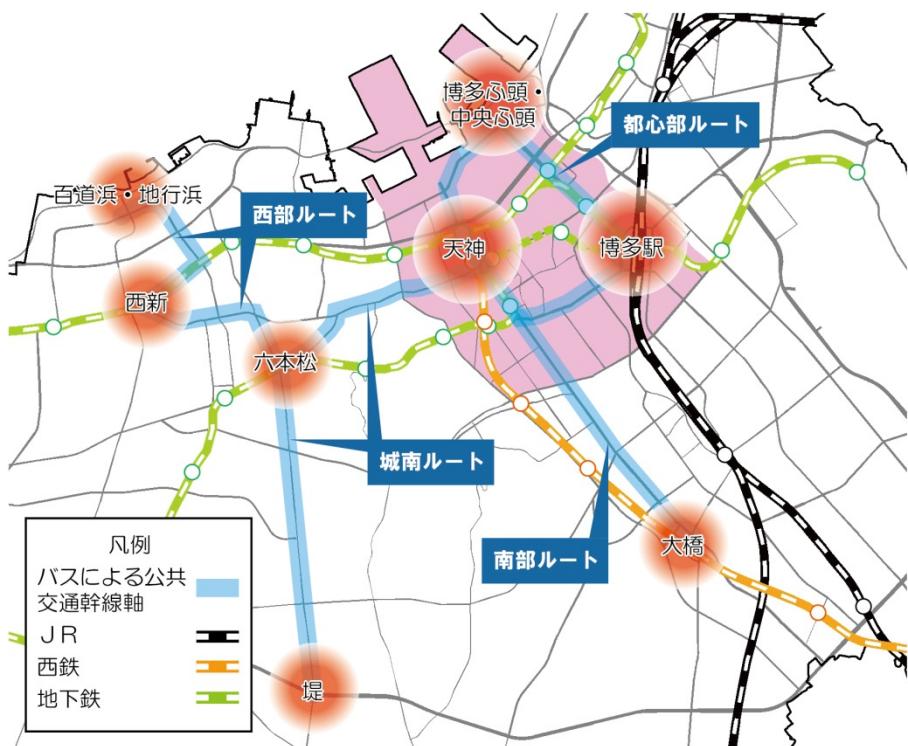
【実施施策】

(1) 公共交通幹線軸の形成

公共交通幹線軸の形成については、既存の鉄道ネットワークを活用しながら、バスによる公共交通幹線軸の形成を進めます。

「速達性」「定時性」「シンボル性」「大量輸送性」という視点から、バスによる公共交通幹線軸の形成を図るべきルートとして、都心部、城南、南部、西部の4ルートを抽出します。各ルート・路線ごとに、現況道路幅員の状況、交通量の状況などを踏まえながら、以下の①～⑦に示す施策を実施します。

■バスによる公共交通幹線軸の形成を進めるルート



《実施ルート》

ルート名	路線	概要
都心部ルート	博多駅～《大博通り》～博多ふ頭・中央ふ頭～天神～《渡辺通り》～渡辺通～《住吉通り》～博多駅	①バス走行環境の向上 ②バス専用レーンの指導・取締りの実施 ③バス専用レーンに関する啓発活動の実施 ④交通需要等に応じた運行の実施 ⑤デザインの統一 ⑥公共交通幹線軸上における乗り継ぎ利便性の強化 ⑦バス路線の再編
城南ルート	堤（堤交差点）～《油山観光道路》～六本松（六本松西交差点）～《別府橋通り・けやき通り（国体道路）》～天神（渡辺通4丁目交差点）	
南部ルート	大橋（大橋駅前交差点）～《日赤通り》～渡辺通（渡辺通り一丁目交差点）	
西部ルート	六本松（六本松西交差点）～《城南線》～西新（西新交差点）～《明治通り・鳥飼地行線》～地行浜（地行3丁目交差点）～《地行百道線》～百道浜（百道浜バスターミナル）	

①バス走行環境の向上

- ・「バス専用走行空間の整備」「バス専用レーンの導入」「バス優先レーンの導入」など、バス走行環境の向上に向けた施策を検討します。

②バス専用レーンの指導・取締りの実施

- ・現在、バス専用レーンにおいて実施している違反車両に対する指導や取締りを、今後も実施します。

③バス専用レーンに関する啓発活動の実施

- ・自動車利用者等に対して、バス専用レーンに関する啓発活動を進めます。

④交通需要等に応じた運行の実施

- ・各ルート・路線ごとに、現況及び将来の交通需要等に応じたバスの運行を実施します。

⑤デザインの統一

- ・バス車両カラーリングなどのデザインを統一し、その他バス路線との差別化を図ることで、シンボル性の向上を進めます。

■導入事例（福岡市HP、西鉄HPより）



⑥バスによる公共交通幹線軸上の乗り継ぎ利便性の強化

- ・バスによる公共交通幹線軸において、バス停上屋、ベンチの設置、バス接近情報システムなどの整備を進め、鉄道やバス等との乗継利便性の強化を進めます。

⑦バス路線の再編

- ・公共交通幹線軸の形成および乗継拠点の整備に合わせ、公共交通幹線軸を活かしたバスネットワークの再構築を進めます。

(2) 公共交通の利便性向上

実施施策	実施場所
①バス停の近接化（バス停の移設・新設）	バス乗継が多い鉄道駅
②折り返し系統バスの導入に向けた取り組み	バス乗継が多い鉄道駅
③既存乗継拠点の強化	バス乗継が多い鉄道駅
④公共交通相互の乗継利便性向上の実施	鉄道駅、バス停周辺
⑤駅前広場の整備・検討	博多駅、橋本駅

①バス停の近接化（バス停の移設・新設）

- ・バス乗継が多い鉄道駅の出入口とその駅に接続している路線バス等のバス停が離れており、鉄道～バス間の乗り継ぎが不便な駅において、既存バス停の移設もしくは新設により、バス停の近接化を進めます。

②折り返し系統バスの導入に向けた取り組み

- ・バス乗継が多い鉄道駅周辺において、既存施設の活用や新たな施設の整備によって、折り返し系統バスの導入を進めます。

③既存乗継拠点の強化

- ・駅前広場・バスターミナル等が整備されており、既に鉄道とバス等の乗り継ぎが行われている拠点についても、さらなる利便性の向上をめざして、上記①及び②の取り組み実施について検討を行います。

④公共交通相互の乗継利便性向上の実施

- ・駅における他の公共交通に関する運行情報（運行遅れ等）の提供や、バス停における上屋やベンチの設置によるバス待ち環境の改善等、乗継利便性向上策を実施します。
- ・また、鉄道駅やバス停周辺において、各交通機関相互のわかりやすい乗継誘導案内の強化を進めます。

⑤駅前広場の整備・検討

- ・利用者にとってわかりやすく、利用しやすい駅前広場とするため、様々な課題の解決に向けた整備・検討を行います。

《実施駅》

路線名	駅名	概要
J R、福岡市地下鉄空港線	博多駅	博多駅筑紫口の再整備
福岡市地下鉄七隈線	橋本駅	まちづくりにあわせた駅前広場の整備

(3) 公共交通の利用促進

実施施策		実施場所
①啓発・PRイベントの推進	1)ヨーロッパモビリティウィーク＆カーフリーイーの実施	天神・博多
	2)ノーマイカーの普及・促進	全市
	3)エモーショナルキャンペーンの実施	全市
②モビリティマネジメントの推進	1)転入者モビリティマネジメントの実施	全市
	2)学校モビリティマネジメントの実施	小・中・高校、大学
	3)商業施設モビリティマネジメントの実施	天神・博多
	4)事業所モビリティマネジメントの実施	天神・博多
	5)エリア別モビリティマネジメントの実施	対象エリア
	6)各種アンケートの実施	—
③交通関連情報提供の充実・強化	1)案内マップ等の作成・配布	全市
	2)各種情報の多言語表示の実施	全市
	3)ナビの高度利用の検討	全市
	4)バスロケーションシステムの整備	全市
	5)カーシェアリングシステムの普及・促進	地下鉄駅周辺
④多様な交通手段の提供	1)パーク＆ライド環境の充実	鉄道駅、バス停周辺
	2)サイクル＆ライド環境の充実	鉄道駅、バス停周辺
	3)共通乗車券の検討	全市

①啓発・PRイベントの推進

1)ヨーロッパモビリティウィーク＆カーフリーイーの実施

- ・公共交通に関する意識を高め、行動を考える機会を創出するために毎年開催されるヨーロッパモビリティ ウィーク＆カーフリーイーへ参加します。
- ・また、バスの日等との連携も併せた検討を行います。

■ヨーロッパモビリティウィーク＆カーフリーイー



2)ノーマイカーの普及・促進

- ・マイカーの利用を自粛し、公共交通機関や自転車、徒歩による移動に移行するよう呼びかける取り組みを引き続き進めます。
- ・また、更なる普及・促進のために、今後天神・博多に立地している企業と連携し、自動車利用抑制に資する更なる取り組みを進めます。

3)エモーショナルキャンペーンの実施

- ・様々な機会を捉え、公共交通に関する人々の情動やイメージに訴えかける特徴的な広告・ポスターを作成し、公共交通利用促進に向けたエモーショナルな取り組みを進めます。

②モビリティマネジメントの推進

1) 転入者モビリティマネジメントの実施

- 各区役所に転入届を提出に来た市内への転入者に対し、公共交通関連情報の提供（公共交通の乗り方案内、公共交通マップ等の配布）を進めます。
- また、駅沿線地域等については、大学や不動産事業者等と連携し、入学や転居の機会を活用した公共交通関連情報の提供を進めます。

■転入者モビリティマネジメントの事例



2) 学校モビリティマネジメントの実施

- 小学校・中学校・高等学校と連携し、教育過程における公共交通に関する情報発信を行うための素材の提供、授業方法の提案等の取り組みを進めます。
- また、大学や大学生協と連携し、大学HPを活用した公共交通情報の提供など、効果的な情報提供方法の検討を行います。

3) 商業施設モビリティマネジメントの実施

- 天神・博多に立地している商業施設等と連携し、自動車による来店者を対象とした公共交通に関する情報提供等の取り組みを進めます。

4) 事業所モビリティマネジメントの実施

- 天神・博多に立地している事業所と連携し、自家用車による出勤の抑制や社用車利用の抑制に関する取り組みを進めます。

5) エリア別モビリティマネジメントの実施

- 「福岡モビリティ・マネジメント推進連絡会（F u k u - P O M M）」が主体となり、平成21年度より城南区限定のモビリティマネジメントを実施する等、エリア別の取り組みを進めています。

今後、取り組みの有効性等を検証しながら、継続的な取り組みを進めるとともに、市民が参加しやすい仕組みづくりの検討を行います。

6) 各種アンケートの実施

- 「ヨーロッパモビリティウィーク＆カーフリーデー」や各種モビリティマネジメント等の実施に併せ、効果・検証等のため、自動車から公共交通へ「多様な交通手段のかしこい使い方」に資するアンケート調査を実施します。

③交通関連情報提供の充実・強化

1)案内マップ等の作成・配布

- 公共交通に関する情報（乗場案内や乗換案内等）をわかりやすく提供するために、各種マップ等を継続的に作成（更新）・配布します。

2)各種情報の多言語表示の実施

- 現地に設置している公共交通のりば案内や、案内マップ、各種HP等の様々な媒体における多言語化を進めます。

3)ナビの高度利用の検討

- 各種公共交通機関のダイヤ、乗り換えに関する情報をスマートフォン等で容易に確認できる方法等の検討を行います。

4)バスロケーションシステムの整備

- 優先順位等を踏まえながら、順次整備を進めます。

5)カーシェアリングシステムの普及・促進

- 公共交通機関等と連携し、交通系ICカード等を活用した新たな交通行動・手段の提供を進めます。

■案内マップ（福岡エリア公共交通ガイド）



■バスロケーションシステム



④多様な交通手段の提供

1)パーク & ライド環境の充実

- ・鉄道駅やバス停周辺における利用状況や周辺交通動向の調査等を行いながら、適切な場所・規模のパーク & ライド駐車場の確保を進めます。

2)サイクル & ライド環境の充実

- ・鉄道駅やバス停周辺における利用状況や周辺交通動向の調査等を行いながら、適切な場所・規模のサイクル & ライド駐輪場の確保を進めます。

3)共通乗車券の検討

- ・外国人旅行者を対象とした1日乗車券「FUKUOKA TOURIST CITY PASS（福岡市公共交通1日乗車券）」を販売しています。
- ・今後、公共交通機関のシームレスな利用を可能とする、運賃体系等の検討を行います。

■パーク & ライドPRポスター



■FUKUOKA TOURIST CITY PASS



方針4 地域特性に応じた生活交通の確保

高齢化の進行状況や公共交通のニーズなどの地域の特性を踏まえ、行政、市民及び交通事業者の協力と連携のもと日常生活を支える生活交通の確保を図ります。

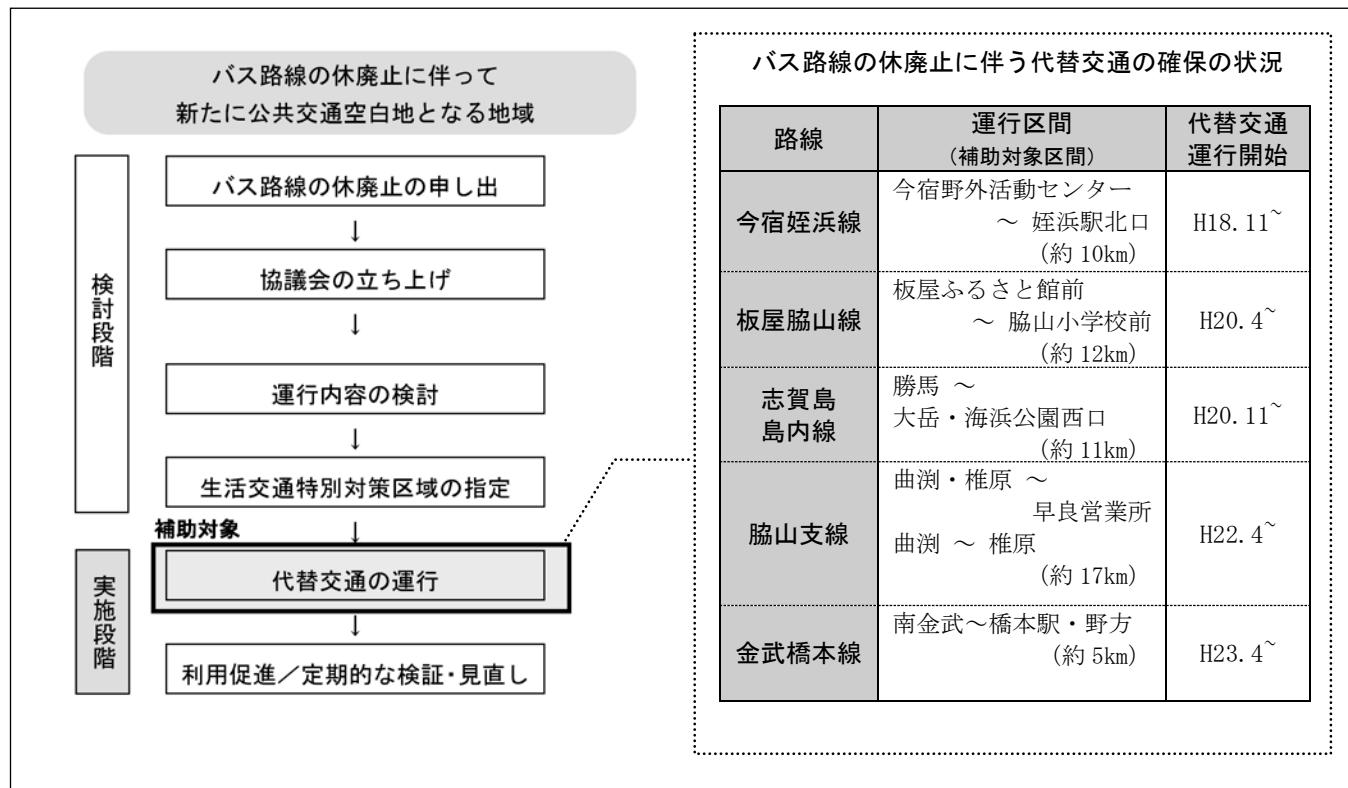
【実施施策】

(1)「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく地域別の取組み

実施施策	実施場所
①バス路線の休廃止に伴って新たに公共交通空白地となる地域への対応	新たに公共交通空白地となる地域
②公共交通が不便な地域への対応	公共交通が不便な地域
③その他地域への対応	その他地域

①バス路線の休廃止に伴って新たに公共交通空白地となる地域への対応

- ・バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域において代替交通の確保を進めます。



②公共交通が不便な地域への対応

- 公共交通が不便な地域における地域が主体となった取り組みへの支援を実施します。

1) 支援の対象地域

- 公共交通が不便な地域として、バス停・鉄道駅から一定の距離のある地域に加えて、一定の高低差のある地域についても支援の対象地域とします。

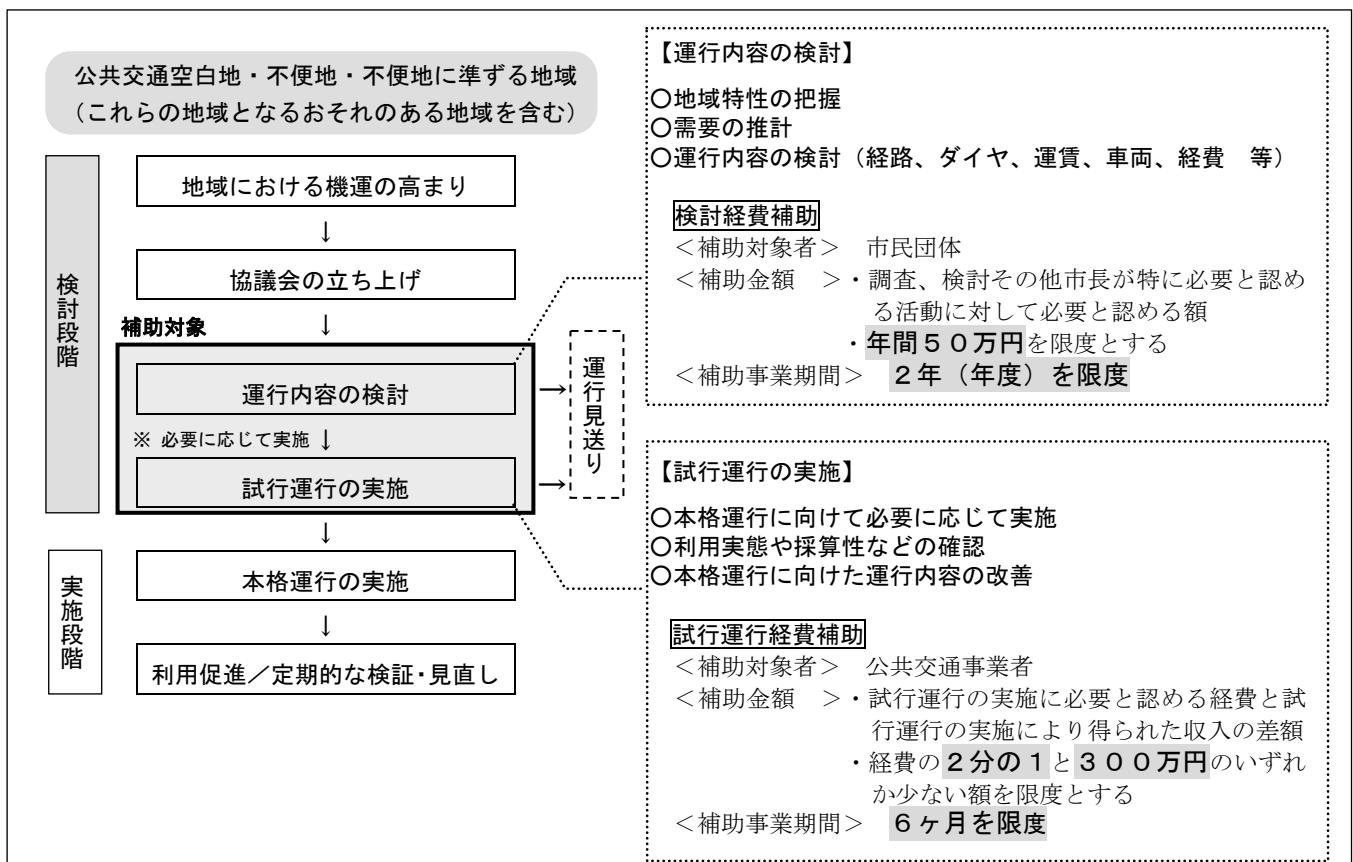
支援の対象地域		基準
公共交通空白地	距離	バス停・鉄道駅から概ね 1 km以上離れた地域
公共交通不便地		バス停から概ね 500m、鉄道駅から概ね 1 km以上離れた地域
公共交通不便地に準ずる地域	高低差	バス停・鉄道駅と概ね 40m以上の高低差のある地域

※ 「公共交通空白地」及び「公共交通不便地」の基準は、条例に定められているものです。

※ バス路線の休廃止等に伴い、上記の地域となるおそれのある地域についても対象とします。

2) 支援の内容

- 地域の生活交通に関する課題の解決に向けた地域主体の取り組みについて、検討段階における運行内容の検討や試行運行の実施に対して予算の範囲内で補助を実施します。



③その他地域への対応

- ・その他地域における地域が主体となった生活交通確保の取り組みへの支援を実施します。

1) 支援の対象地域

- ・地域主体の取り組み体制が整っている地域

2) 支援の内容

- ・技術的支援、広報における協力等

(2) 利用促進の取組み

- ・地域住民、交通事業者、行政が一体となり、地域公共交通の確保・維持及び利用促進に向けた継続的な取り組みを進めます。

取組箇所及び実施主体

休廻止対策	
今宿姪浜線	今宿姪浜線乗合バス連絡協議会
板屋脇山線	板屋脇山線乗合タクシー連絡協議会
志賀島島内線	志賀島地域バス連絡協議会
脇山支線	早良区南部地域バス連絡協議会
金武橋本線	金武・橋本地域バス連絡協議会
西の浦線	福岡市、昭和自動車(株)、沿線校区自治協議会

不便地対策	
南区柏原地区	福岡市、西日本鉄道(株)、柏原校区自治協議会

地域主体の取組みに対する支援	
福岡外環状道路沿線地区	福岡市、西日本鉄道(株)、沿線校区自治協議会
東区美和台地区	福岡市、西日本鉄道(株)、美和台校区自治協議会
早良区賀茂校区	福岡市、西日本鉄道(株)、賀茂校区自治協議会
西区橋本地区	福岡市、西日本鉄道(株)、金武・壱岐ブロックまちづくり協議会
西区下山門地区	福岡市、西日本鉄道(株)、下山門校区自治協議会
その他 地域主体の取組みを行う地区	

事業内容

事業名称	事業内容	役割分担		
		市民	事業者	行政
地域の実情に応じた生活交通の検討	・協議会の実施、検討 ・住民アンケートの実施 等	● 検討実施	● 検討への参加	● 事業の補助
地域と協働で取り組む公共交通の利用促進	・利用促進チラシの作成、配布 ・乗継利便性向上を図るための時刻表作成 等	● 検討実施 配布活動	● 検討への参加	● 事業の補助

方針6 環境にやさしい公共交通の利用促進

交通事業者と行政が連携し、公共交通の利便性向上を図るとともに、過度に自動車に依存しない方向へと、市民・企業が自発的に行動を転換することを促す取組みを推進します。

【実施施策】

(1) 公共交通幹線軸の形成<方針1再掲>

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ①バス走行環境の向上 | ⑤デザインの統一 |
| ②バス専用レーンの指導・取締りの実施 | ⑥公共交通幹線軸上における乗り継ぎ利便性の強化 |
| ③バス専用レーンに関する啓発活動の実施 | ⑦バス路線の再編 |
| ④交通需要等に応じた運行の実施 | |

(2) 公共交通の利便性向上<方針1再掲>

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①バス停の近接化（バス停の移設・新設） | ④公共交通相互の乗継利便性向上の実施 |
| ②折り返し系統バスの導入に向けた取り組み | ⑤駅前広場の整備検討 |
| ③既存乗継拠点の強化 | |

(3) 公共交通の利用促進<方針1再掲>

- | | |
|---|---|
| ①啓発・PRイベントの推進
1)ヨーロッパモビリティウィーク＆カーフリーデーの実施
2)ノーマイカーの普及・促進
3)エモーショナルキャンペーンの実施 | ③交通関連情報提供の充実・強化
1)案内マップ等の作成・配布
2)各種情報の多言語表示の実施
3)ナビの高度利用の検討
4)バスロケーションシステムの整備
5)カーシェアリングシステムの普及・促進 |
| ②モビリティマネジメントの推進
1)転入者モビリティマネジメントの実施
2)学校モビリティマネジメントの実施
3)商業施設モビリティマネジメントの実施
4)事業所モビリティマネジメントの実施
5)エリア別モビリティマネジメントの実施
6)各種アンケートの実施 | ④多様な交通手段の提供
1)パーク＆ライド環境の充実
2)サイクル＆ライド環境の充実
3)共通乗車券の検討 |

方針7　自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり

自転車利用の安全性・利便性を高めるため、既存の道路空間を活用した自転車通行空間の確保や駐輪場の整備を推進するとともに、自転車の安全利用に関する条例に基づき、交通ルールの遵守や自転車交通マナーの向上など、自転車の適正な利用を促進します。また、安全に安心して歩ける歩行空間整備等を進めます。

【実施施策】

（1）自転車利用環境の向上

実施施策	実施場所
①自転車通行空間の整備	整備予定路線
②自転車適正利用促進活動の実施	全市

①自転車通行空間の整備

- ・福岡市では、平成25年度末時点で約60kmの自転車通行空間の整備を実施しています。
- ・今後も、都心部とのアクセス向上をめざし、多様な交通手段の提供を進めるため、「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画」に基づき、継続的な整備を進めます。

■自転車通行空間の確保事例



②自転車適正利用促進活動の実施【交通マネジメント分科会】

- ・交通安全教室の開催等による啓発活動を進めます。

方針9 都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上

天神・渡辺通、博多駅周辺、博多ふ頭・中央ふ頭地区間相互の連携強化と回遊性向上を図るため、来街者にも分かりやすく使いやすい公共交通幹線軸と、歩いて楽しい歩行空間等の形成に取り組みます。

【実施施策】

(1) 都心部における公共交通幹線軸の形成《方針1再掲》

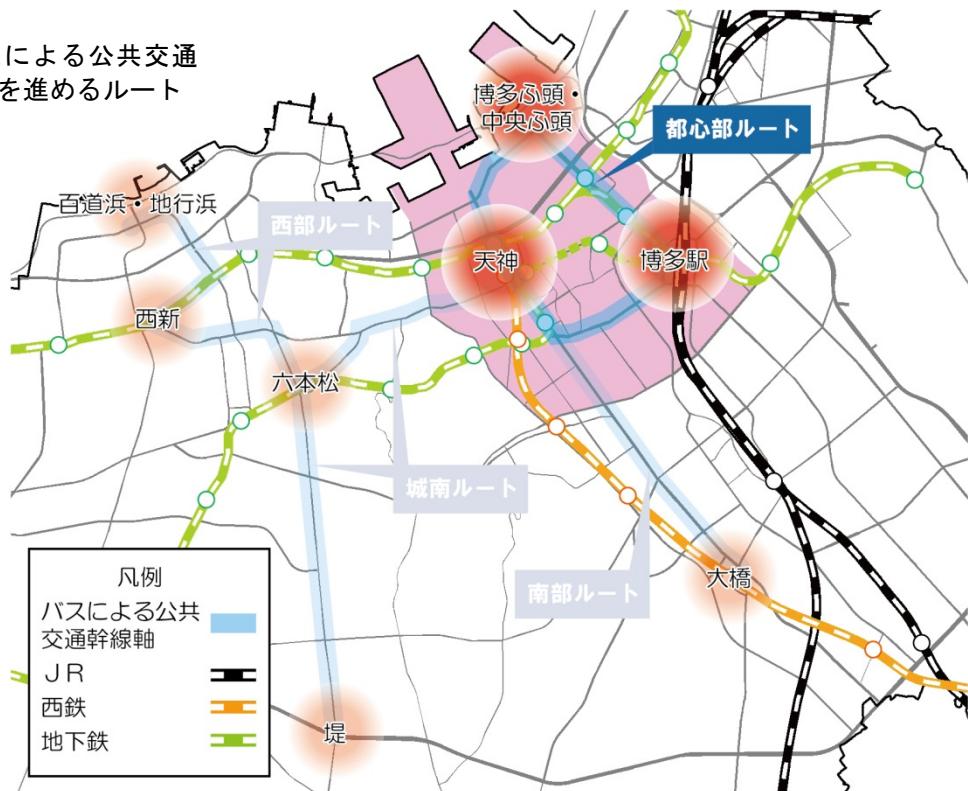
①バスによる公共交通幹線軸の形成

- 都心部において、バスによる公共交通幹線軸の形成を進めます。

《実施ルート》

ルート名	路線	概要
都心部ルート	博多駅～《大博通り》～博多ふ頭・中央ふ頭～天神～《渡辺通り》～渡辺通～《住吉通り》～博多駅	①バス走行環境の向上 ②バス専用レーンの指導・取締りの実施 ③バス専用レーンに関する啓発活動の実施 ④交通需要等に応じた運行の実施 ⑤デザインの統一 ⑥公共交通幹線軸上における乗り継ぎ利便性の強化 ⑦バス路線の再編

■重点的にバスによる公共交通幹線軸の形成を進めるルート



(2) 自転車利用環境の向上

実施施策		実施場所
①使いやすい駐輪場の確保	1) 公共駐輪場の整備	全市
	2) 附置義務条例に基づく駐輪場の確保	商業地域、近隣商業地域
	3) 使いやすい駐輪場の整備	全市
	4) 既存の附置義務駐輪場の有効活用	商業地域、近隣商業地域
	5) 附置義務条例の弾力的な運用の検討	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
	6) 民間活力による駐輪場整備の検討	全市
②駐輪場の利便性向上	1) 利用者への情報提供の充実	全市
	2) 自転車共用システムの導入支援	全市
③路上駐輪場の撤去		全市
④モラル・マナーの啓発	1) 指導員による街頭指導の実施	全市
	2) 啓発活動の実施	全市
⑤放置自転車の撤去		全市

①使いやすい駐輪場の確保

1) 公共駐輪場の整備

- ・道路地下部や鉄道高架下など様々な空間を活用した駐輪場の整備を進めます。
- ・立体式や機械式など、使いやすさや施工性などを優先した整備手法を検討します。

■清流公園駐輪場



■明治公園駐輪場



2) 附置義務条例に基づく駐輪場の確保

- ・アプローチが容易な建物前面や低層部への設置など、使いやすい附置義務駐輪場の確保について建物所有者に対して協力を求めます。
- ・容積緩和制度等を活用し、使いやすい附置義務駐輪場の設置誘導を進めます。

3) 使いやすい駐輪場の整備

- ・出し入れの容易な駐輪機の導入や清算システムのIC化など、利用者の視点に立った使いやすい駐輪場整備を進めます。



4) 既存の附置義務駐輪場の有効活用

- 空きがみられる駐輪場の利用時間を延長するなど、エリアマネジメント団体などとも連携しながら、既存附置義務駐輪場利用促進の取り組みを進めます。

5) 附置義務条例の弾力的な運用の検討

- 街の特性に応じた街区単位での集約化など、附置義務条例の弾力的な運用の可能性について検討します。
- 附置義務対象施設や原単位等について検証を行い、必要に応じて附置義務条例の見直しを実施します。

6) 民間活力による駐輪場整備の検討

- 公共用地や民間の未利用地において、民設民営による駐輪場整備を検討します。
- 公共駐輪場の機器更新にあたって、民設民営の整備を検討します。

②駐輪場の利便性向上

1) 利用者への情報提供の充実

- エリアマネジメント団体と連携しながら、市営及び既存の附置義務駐輪場への分かりやすい案内サインの設置や案内マップの作成などに取り組むとともに、新規の附置義務駐輪場設置者に案内サイン設置等の情報提供の協力を求めます。
- インターネットなどの情報通信技術を活用し、自転車利用者への駐輪場情報の提供を進めます。

2)自転車共用システムの導入支援

- ・環境負荷低減や観光客の回遊性向上などに有効な交通手段の一つであるコミュニティサイクルについて、市有地の提供など民間事業者の取り組みへの支援を実施します。

③路上駐輪場の撤去

- ・公共や民間の路外駐輪場の確保にあわせて、暫定施設である路上駐輪場の撤去を進めます。
- ・路上駐輪場撤去後に自転車が放置されない道路空間の使い方について検討します。

④モラル・マナーの啓発

1)指導員による街頭指導の実施

- ・指導員による街頭指導強化を進めます。

2)啓発活動の実施

- ・「放置自転車ZEROキャンペーン」などの啓発活動を進めます。

■街頭指導



■放置自転車ZEROキャンペーン



⑤放置自転車の撤去

- ・地区の放置実態に応じた定期的な放置自転車の撤去を実施します。

■放置自転車の撤去



方針 10 公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化

都心部内の道路交通混雑の緩和を図るために必要な幹線道路の整備と公共交通の利用促進を進めるとともに、既存道路の機能が十分に発揮できるよう、エリアマネジメント団体等と共に協力した交通マネジメント施策などを推進します。

【実施施策】

(1) 公共交通の利便性向上

実施施策	実施場所
①駅前広場の整備・検討	博多駅
②乗継時における誘導案内強化の実施	鉄道駅、バス停周辺
③公共交通相互の乗継利便性向上の実施	鉄道駅、バス停周辺

①駅前広場の整備・検討《方針1再掲》

②乗継時における誘導案内強化の実施

- ・公共事業や街区開発等の機会を捉え、各交通機関相互のわかりやすい乗継誘導案内の強化を進めます。

③公共交通相互の乗継利便性向上の実施《方針1再掲》

(2) 公共交通の利用促進

実施施策	実施場所
①共通乗車券の検討	都心部
②フリンジパーキングの検討	都心部

①共通乗車券の検討

- ・今後、公共交通機関のシームレスな利用を可能とする、運賃体系等の検討を行います。

②フリンジパーキングの検討

- ・天神に立地している商業施設等と連携し、都心部への自動車流入抑制を目的とした検討を行います。

(3) タクシーの適正利用の促進

実施施策	実施場所
①適正利用の検討	都心部

①適正利用の検討

- ・タクシー乗場、タクシーベイ、客待ち対策等についての検討を行います。

(4) 駐車交通の適正化

実施施策	実施場所
①適正な駐車台数の確保	1) 駐車需要の変化に応じた附置義務基準の見直し 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
	2) 定期的な駐車施設実態調査による駐車需要の把握 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
②附置義務駐車場条例の弾力的な運用	1) 公共交通利用促進策の実施による附置義務台数の緩和 2) 都心部などにおける隔地制度の運用による駐車場の集約化 3) 建築物の駐車需要に応じた駐車施設の確保 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
③駐車施設の有効活用	天神・博多
④自動二輪車駐車施設の確保	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
⑤荷捌き駐車施設の確保	駐車場整備地区
⑥駐車施設の質的向上	1) 附置義務条例の運用による身体障がい者用等駐車施設の確保 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
	2) 次世代自動車対応設備の普及促進等 全市

①適正な駐車台数の確保

1) 駐車需要の変化に応じた附置義務基準の見直し

- ・駐車需要の変化など、必要に応じて附置義務条例の基準見直しを実施します。

2) 定期的な駐車施設実態調査による駐車需要の把握

- ・駐車需要の充足に一定の役割を果たしている平面コインパーキングについて、開発動向、駐車需要を把握するために、状況の継続調査を実施します。

②附置義務駐車場条例の弾力的な運用

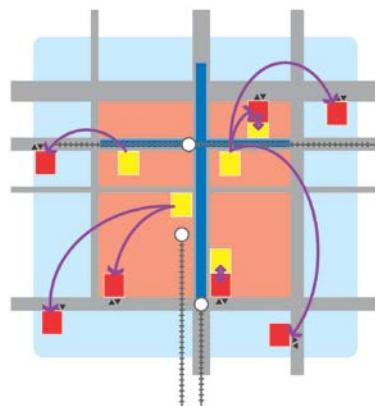
1) 公共交通利用促進策の実施による附置義務台数の緩和

- ・公共交通を主軸とした交通体系づくりに資する弾力的な附置義務条例の運用を行うために、必要に応じて附置義務条例の見直しを実施します。

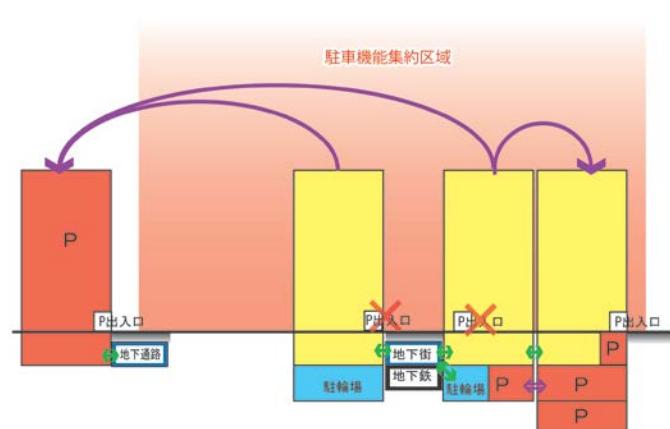
2) 都心部などにおける隔地制度の運用による駐車場の集約化

- 歩行者と自動車の交錯や、交通混雑が見られる都心部地区などにおいては、隔地駐車場制度の柔軟な運用により、駐車場を集約化し、歩行者との交錯や交通混雑を低減します。

<配置イメージ>



<断面図イメージ>



隔地制度の柔軟な運用により、駐車場を集約化や、駐車場出入口を少なくすることで、歩行者との交錯や交通混雑を緩和

3) 建築物の駐車需要に応じた駐車施設の確保

- 自動車用駐車枠を自動二輪車用駐車枠に振替可能とするなど、建物の駐車需要に応じた弹力的な附置義務条例の運用を進めます。

③駐車施設の有効活用【

- ホームページ等を活用して、既存の満空情報提供システムの周知を行い、空きが見られる駐車場への適切な誘導を進めます。

④自動二輪車駐車施設の確保

- 建物の駐車需要に応じて、自動車用駐車枠を自動二輪車用駐車枠に振替可能とする運用を行うために、必要に応じて附置義務条例の見直しを実施します。

⑤荷捌き駐車施設の確保

- 面的な民間開発にあわせた荷捌き施設の集約化について検討を行い、対象エリアや原単位など、必要に応じて附置義務条例の基準見直しを実施します。

⑥駐車施設の質的向上

1) 附置義務条例の運用による身体障がい者用等駐車施設の確保

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、身体障がい者用等駐車施設の確保を進めます。

2) 次世代自動車対応設備の普及促進等

- 駐車場への充電設備の設置促進を図り、電気自動車等利用者の利便性向上を進めます。

方針 12

陸・海・空の広域交通拠点の交通結節機能の強化や連携強化

博多駅、博多港、福岡空港など、広域交通拠点の結節機能強化を進めるとともに、これら広域交通拠点間や都心部との連携強化に取り組みます。

【実施施策】

（1）都心部における公共交通幹線軸の形成《方針9再掲》

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ①バス走行環境の向上 | ⑥公共交通幹線軸上における乗り継ぎ利便性の強化 |
| ②バス専用レーンの指導・取締りの実施 | ⑦バス路線の再編 |
| ③バス専用レーンに関する啓発活動の実施 | |
| ④交通需要等に応じた運行の実施 | |
| ⑤デザインの統一 | |

（2）都心部と福岡空港国際線との公共交通アクセス強化

実施施策	実施場所
①空港バスの専用ラッピング・リムジン化の実施	都心部～福岡空港国際線
②乗継時における誘導案内強化の実施	博多駅、バス停周辺

①空港バスの専用ラッピング・リムジン化の実施

- ・都心部と福岡空港国際線を結ぶ空港バスにリムジンバスタイプの専用車両の投入を進めるとともに、専用ラッピングを行うことで、シンボル性の向上を進めます。

②乗継時における誘導案内強化の実施

- ・博多駅構内において福岡空港国際線への誘導表示を改善するなど、空港利用者の利便性向上に向けた施策を検討します。
- ・博多駅筑紫口バス乗り場への誘導表示を設置することにより、空港利用者の利便性向上を進めます。（博多駅筑紫口の再整備にあわせた対応）

方針 13**交流拠点都市にふさわしい分かりやすく使いやすい交通環境づくり**

外国人居住者や国内外からの来街者、市外への移動者に対して、交通に関する様々な情報提供を進めるとともに、来街者に対するおもてなしの心からの受け入れ環境整備を進めるなど、誰にでも分かりやすく使いやすい交通環境づくりに取り組みます。

【実施施策】**(1) 観光バス関連施設の整備**

実施施策		実施場所
①天神・博多駅地区における観光バス乗降場の確保	市営博多駅駐車場用地の有効活用	市営博多駅駐車場用地
	福岡市役所本庁舎の暫定活用	福岡市役所本庁舎
	バス乗降場確保の検討	天神地区
②天神・博多駅地区周辺地域におけるバス駐車場の確保	マリンメッセ福岡におけるバス駐車場運用	マリンメッセ福岡
	舞鶴公園（福岡城跡）エリアにおける駐車場の確保	舞鶴公園（福岡城跡）エリア
③観光地における受入環境の整備		主要観光地
④観光バスに関する情報提供等の実施	観光バス駐車場情報の発信	全市
	観光バスのマナー向上	全市

①天神・博多駅地区における観光バス乗降場の確保

『博多駅地区』

- ・市営博多駅駐車場用地の有効活用の中で、バス乗降場の確保に向けた取り組みを進めます。

『天神地区』

- ・クルーズ船寄港時のバスについては、恒久的な乗降場が設置されるまで、市役所本庁舎を乗降場として暫定的に活用します。また、恒久的な乗降場の確保に向けて、活用可能性のある場所について検討を続けます。

■福岡市役所（天神中央公園側）



■マリンメッセ福岡（Bバスゲート駐車場）



②天神・博多駅地区周辺地域におけるバス駐車場の確保

- ・現在、マリンメッセ福岡において、催事開催期間以外に限り、観光バスに開放している「Bバスゲート式駐車場（約50台）」の運用を継続して進めます。
- ・舞鶴公園（福岡城跡）エリアにおいて、旧舞鶴中学校のグランドを活用した観光バス駐車場の確保に向けた取り組みを進めます。

③観光地における受入環境の整備

- ・御供所・冷泉地区など数多くの寺社がある博多部や、志賀島、元寇防塁、福岡城・鴻臚館などの観光地における観光バスの受入環境について、関係機関等との情報共有を図り、整備条件が整った場所については、バス乗降場・駐車場機能の確保を進めます。

④観光バスに関する情報提供等の実施

- ・市内の観光バス駐車場に関する情報について、ホームページ掲載等による観光バス事業者向けの情報発信を継続して進めます。
- ・観光バス事業者に対して、交通ルールの順守や周辺交通に配慮した安全な運行を促します。

（2）公共交通の利用促進《方針1再掲》

③交通関連情報提供の充実・強化

- 1)案内マップ等の作成・配布
- 2)各種情報の多言語表示の実施

（3）公共交通の利便性向上《方針1・方針10・方針12再掲》

①駅前広場の整備検討

- ②乗継時における誘導案内強化の実施
- ③公共交通相互の乗継利便性向上の実施

（4）上質なタクシーサービスの促進

実施施策	実施場所
①プレミアムタクシーの普及・促進	主要交通結節点

①プレミアムタクシーの普及・促進

- ・福岡にしかない、福岡ならではの“おもてなし”を提供する「プレミアムタクシー」について、様々な媒体を通じた情報提供を進めます。



資料：福岡市タクシー協会

第6章 実施プログラム及び成果指標

第6章 実施プログラム及び成果指標

1 実施プログラム

第5章において整理した各施策について、実施主体及び実施時期などを整理した実施プログラムを作成し、関係各者の協力のもと、総合的に交通施策に取り組んでいきます。

また、施策の実施にあたっては、福岡市地下鉄七隈線の延伸、博多ふ頭・中央ふ頭地区の再整備、九州大学六本松キャンパス跡地の開発など、都市構造が変化する契機を捉えながら効果的に進めていきます。

【短期：H27～H29年度、中期：H30～H32年度、長期：H33年度以降】

実施施策	実施場所	実施主体	実施時期				
			短期 H27～ H29 年度	中期 H30～ H32 年度	長期 H33 年度 以降		
方針1 公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進							
(1) 公共交通幹線軸の形成							
①バス走行環境の向上 ②バス専用レーンの指導・取締りの実施 ③バス専用レーンに関する啓発活動の実施 ④交通需要等に応じた運行の実施 ⑤デザインの統一 ⑥公共交通幹線軸上における乗り継ぎ利便性の強化 ⑦バス路線の再編	都心部ルート 城南ルート 南部ルート 西部ルート	西鉄、福岡市、福岡県警 西鉄、福岡市、福岡県警、福岡国道事務所 西鉄、福岡市、福岡県警 西鉄、福岡市、福岡県警	→	→	→		
(2) 公共交通の利便性向上							
①バス停の近接化（バス停の移設・新設） ②折り返し系統バスの導入に向けた取り組み ③既存乗継拠点の強化 ④公共交通相互の乗継利便性向上の実施 ⑤駅前広場の整備・検討	バス乗継が多い鉄道駅 バス乗継が多い鉄道駅 バス乗継が多い鉄道駅 鉄道駅、バス停周辺 博多駅筑紫口、橋本駅	JR、西鉄、福岡市 西鉄、福岡市 交通事業者、福岡市 交通事業者、福岡市 交通事業者、福岡市	→	→	→		
(3) 公共交通の利用促進							
①啓発・PRイベントの推進	1) ヨーロッパモビリティーアーク & カーフリーイーの実施 2) ノーマイカーの普及・促進 3) エモーショナルキャンペーンの実施	天神・博多 全市 全市	WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会 WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市 交通事業者、WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市	→	→		

実施施策	実施場所	実施主体	実施時期		
			短期 H27～ H29 年度	中期 H30～ H32 年度	長期 H33 年度 以降
②モビリティマネジメントの推進	1) 転入者モビリティマネジメントの実施	全市	交通事業者、福岡市		➡
	2) 学校モビリティマネジメントの実施	小・中・高校、大学	交通事業者、福岡市		➡
	3) 商業施設モビリティマネジメントの実施	天神・博多	WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市		➡
	4) 事業所モビリティマネジメントの実施	天神・博多	WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市		➡
	5) エリア別モビリティマネジメントの実施	対象エリア	福岡国道事務所、福岡市		➡
	6) 各種アンケートの実施	一	各主体		➡
③交通関連情報提供の充実・強化	1) 案内マップ等の作成・配布	全市	交通事業者、九州運輸局、福岡市		➡
	2) 各種情報の多言語表示の実施	全市	交通事業者、九州運輸局、福岡市		➡
	3) ナビの高度利用の検討	全市	交通事業者、福岡地域戦略推進協議会、九州運輸局、福岡市		➡
	4) バスロケーションシステムの整備	全市	西鉄		➡
	5) カーシェアリングシステムの普及・促進	地下鉄駅周辺	福岡市		➡
④多様な交通手段の提供	1) パーク & ライド環境の充実	鉄道駅、バス停周辺	交通事業者、福岡県、福岡市		➡
	2) サイクル & ライド環境の充実	鉄道駅、バス停周辺	交通事業者、福岡市		➡
	3) 共通乗車券の検討	全市	交通事業者、九州運輸局、福岡市		➡
方針 4 地域特性に応じた生活交通の確保					
(1) 「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく地域別の取組み					
①バス路線の休廃止に伴って新たに公共交通空白地となる地域への対応	新たに公共交通空白地となる地域	市民、交通事業者、福岡市			➡
②公共交通が不便な地域への対応	公共交通が不便な地域	市民、交通事業者、福岡市			➡
③その他地域への対応	その他地域	市民、交通事業者、福岡市			➡
(2) 利用促進の取り組み					
①地域の実情に応じた生活交通の検討	一	市民、交通事業者、福岡市			➡
②地域と協働で取り組む公共交通の利用促進	一	市民、交通事業者、福岡市			➡

実施施策	実施場所	実施主体	実施時期					
			短期 H27～ H29 年度	中期 H30～ H32 年度	長期 H33 年度 以降			
方針6 環境にやさしい公共交通の利用促進								
(1) 公共交通幹線軸の形成《方針1再掲》								
(2) 公共交通の利便性向上《方針1再掲》								
(3) 公共交通の利用促進《方針1再掲》								
方針7 自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり								
(1) 自転車利用環境の向上								
①自転車通行空間の整備	整備予定路線	福岡国道事務所、福岡市	➡					
②自転車適正利用促進活動の実施	全市	WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市	➡					
方針9 都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上								
(1) 都心部における公共交通幹線軸の形成《方針1再掲》								
(2) 自転車利用環境の向上								
①使いやすい駐輪場の確保	1)公共駐輪場の整備	全市	福岡市	➡				
	2)附置義務条例に基づく駐輪場の確保	商業地域、近隣商業地域	建物所有者	➡				
	3)使いやすい駐輪場の整備	全市	福岡市、民間事業者	➡				
	4)既存の附置義務駐輪場の有効活用	商業地域、近隣商業地域	民間事業者、WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市	➡				
	5)附置義務条例の弾力的な運用の検討	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	福岡市	➡				
	6)民間活力による駐輪場整備の検討	全市	民間事業者、福岡市	➡				
②駐輪場の利便性向上	1)利用者への情報提供の充実	全市	民間事業者、WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市	➡				
	2)自転車共用システムの導入支援	全市	民間事業者	➡				
③路上駐輪場の撤去		全市	福岡市	➡				
④モラル・マナーの啓発	1)指導員による街頭指導の実施	全市	福岡市	➡				
	2)啓発活動の実施	全市	WeLove 天神協議会、博多まちづくり推進協議会	➡				
⑤放置自転車の撤去		全市	福岡市	➡				

第6章 実施プログラム及び成果指標

実施施策	実施場所	実施主体	実施時期				
			短期 H27～ H29 年度	中期 H30～ H32 年度	長期 H33 年度 以降		
方針 10 公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化							
(1) 公共交通の利便性向上							
①駅前広場の整備・検討『方針1再掲』							
②乗継時における誘導案内強化の実施	鉄道駅、バス停周辺	交通事業者、WeLove天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市			→		
③公共交通相互の乗継利便性向上の実施 『方針1再掲』							
(2) 公共交通の利用促進							
①共通乗車券の検討	都心部	交通事業者、九州運輸局、福岡市		→			
②フリンジパーキングの検討	都心部	交通事業者、WeLove天神協議会		→			
(3) タクシーの適正利用の促進							
①適正利用の検討	都心部	タクシー協会、福岡市		→			
(4) 駐車交通の適正化							
①適正な駐車台数の確保	1) 駐車需要の変化に応じた附置義務基準の見直し	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	福岡市	→			
	2) 定期的な駐車施設実態調査による駐車需要の把握	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	福岡市	→			
②附置義務駐車場条例の弾力的な運用	1) 公共交通利用促進策の実施による附置義務台数の緩和 2) 都心部などにおける隔地制度の運用による駐車場の集約化 3) 建築物の駐車需要に応じた駐車施設の確保	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	福岡市、建物所有者	→			
③駐車施設の有効活用	天神・博多	WeLove天神協議会、博多まちづくり推進協議会、福岡市		→			
④自動二輪車駐車施設の確保	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	福岡市、建物所有者		→			
⑤荷捌き駐車施設の確保	駐車場整備地区	福岡市、建物所有者		→			
⑥駐車施設の質的向上	1) 附置義務条例の運用による身体障がい者用等駐車施設の確保	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	福岡市、建物所有者	→			
	2) 次世代自動車対応設備の普及促進等	全市	福岡市、建物所有者	→			

実施施策	実施場所	実施主体	実施時期				
			短期 H27～ H29 年度	中期 H30～ H32 年度	長期 H33 年度 以降		
方針 12 陸・海・空の広域交通拠点の交通結節機能の強化や連携強化							
(1) 都心部における公共交通幹線軸の形成《方針 9 再掲》							
(2) 都心部と福岡空港国際線との公共交通アクセス強化							
①空港バスの専用ラッピング・リムジン化の実施	都心部～福岡空港国際線	西鉄、福岡市					
②乗継時における誘導案内強化の実施	博多駅、バス停周辺	交通事業者、福岡市					
方針 13 交流拠点都市にふさわしい分かりやすく使いやすい交通環境づくり							
(1) 観光バス関連施設の整備							
①天神・博多駅地区における観光バス乗降場の確保	市営博多駅駐車場用地の有効活用	市営博多駅駐車場用地	民間事業者、福岡市				
	福岡市役所本庁舎の暫定活用	福岡市役所本庁舎	福岡市				
	バス乗降場確保の検討	天神地区	民間事業者、福岡市				
②天神・博多駅地区周辺地域におけるバス駐車場の確保	マリンメッセ福岡におけるバス駐車場運用	マリンメッセ福岡	福岡市				
	舞鶴公園（福岡城跡）エリアにおける駐車場の確保	舞鶴公園（福岡城跡）エリア	国、民間事業者、福岡市				
③観光地における受入環境の整備		主要観光地	民間事業者、福岡市、福岡国道事務所				
④観光バスに関する情報提供等の実施	観光バス駐車場情報の発信	全市	福岡市				
	観光バスのマナー向上	全市	バス事業者、福岡市				
(2) 公共交通の利用促進《方針 1 再掲》							
(3) 公共交通の利便性向上《方針 1・方針 10・方針 12 再掲》							
(4) 上質なタクシーサービスの促進							
①プレミアムタクシーの普及・促進	主要交通結節点	タクシー協会、福岡市					

2 成果指標

本計画で掲げた5つの目標像の達成状況を把握するための成果指標として、福岡市都市交通基本計画で設定した指標のうち、本計画で取り扱う方針に関わる指標を示します。

目標像Ⅰ 都市の骨格を形成する総合交通体系の構築		
成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針1 公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進		
○1日あたりの鉄道・バス乗車人員 【第9次福岡市基本計画】	108万4千人 (2010年)	120万人 (2022年)
○鉄道やバスなどの公共交通が便利だと感じる市民の割合 【第9次福岡市基本計画】	77.4% (2012年)	現状維持(80%程度を維持) (2022年度)

目標像Ⅱ 子どもから高齢者まで誰もが安全・安心な交通		
成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針4 地域特性に応じた生活交通の確保		
○生活交通の確保が必要な地域における 新たな公共交通空白地の発生	— (2013年度)	0地域 (2022年度)

目標像Ⅲ 環境にやさしい交通		
成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針6 環境にやさしい公共交通の利用促進		
○1日あたりの鉄道・バス乗車人員【再掲】 【第9次福岡市基本計画】	108万4千人 (2010年)	120万人 (2022年)
方針7 自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり		
○自転車通行空間の10カ年の整備延長 【福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画】	54km (2012年度)	100km (2022年度)
○自転車放置率	10.5% (2012年度)	10.0%以下 (2022年度)
○市民のマナーに対する満足度 【第9次福岡市基本計画】	29.4% (2011年)	60% (2022年度)

目標像Ⅳ 活力ある都心部を支える交通		
成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針9 都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上		
○都心部の1日あたりの歩行者交通量 【第9次福岡市基本計画】	105,961人 (2011年)	113,000人 (2022年度)
方針10 公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化		
○都心部の駅における1日当たりの乗降人員	78万人 (2012年)	83万人 (2022年)
○都心部の主要な幹線道路の自動車流入台数	88,600台/12h (2013年)	87,000台/12h (2022年)

目標像Ⅴ 国内外からの広域的な人流・物流を支える交通		
成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針12 陸・海・空の広域交通拠点の交通結節機能の強化や連携強化		
○外国航路船舶乗降人員 【第9次福岡市基本計画】	87万人 (2010年)	210万人 (2022年)
○福岡空港乗降客数 【第9次福岡市基本計画】	1,634万人 (2010年)	1,800万人 (2022年)
○博多港国際海上コンテナ取扱個数 【第9次福岡市基本計画】	85万TEU (2011年)	130万TEU (2022年)
方針13 交流拠点都市にふさわしい分かりやすい使いやすい交通環境づくり		
○入込観光客数の自動車利用者の割合	27.8% (2012年)	26.0% (2022年)

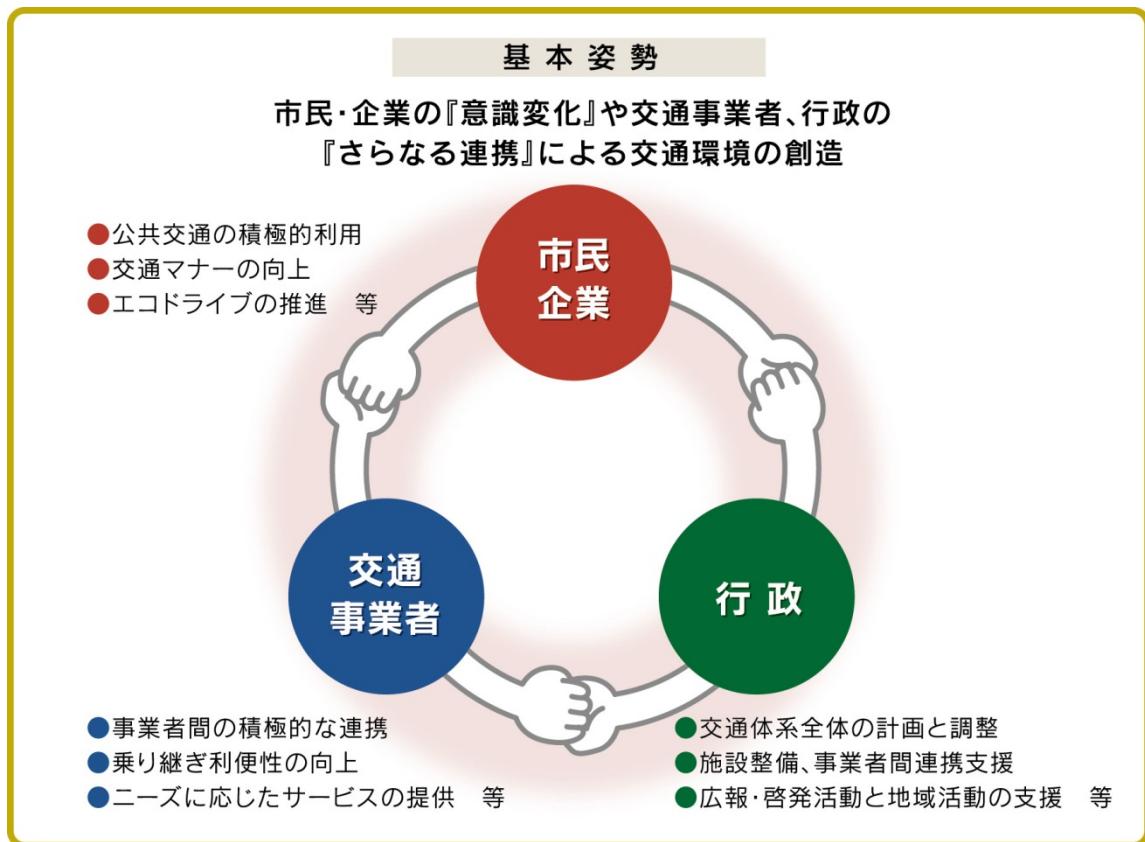


第7章 施策の推進

第7章 施策の推進

1 基本姿勢

施策推進にあたっては、市民・企業が積極的に関わり、各々の立場で考え、交通行動を変えていくことや、各主体の共働・連携を更に深めることが重要であることから、以下の基本姿勢に基づき各種施策の推進に取り組むこととします。



■行政、交通事業者、市民・企業それぞれの役割

【 行 政 】

行政においては、地域の課題や利用者の視点を踏まえつつ、市民の理解を得ながら、地下鉄や幹線道路などの根幹的な交通施設の整備やソフト的な交通施策の展開、これまで整備してきた既存ストックの有効な活用など着実な施策を推進する責務があります。

また、社会経済情勢の変化を踏まえながら、市民・企業、交通事業者と連携を図り、交通体系全体の計画と調整や、地域の活動と事業者間の連携の支援、広報・啓発活動、周辺市町等と連携した施策などに取り組むことが必要です。

【 交 通 事 業 者 】

交通事業者においては、地域社会を支える重要な役割を担っているとの認識のもと、利用者のニーズや社会的条件を十分に把握し、市民・企業、行政と交通事業者間との連携を図り、きめ細やかなサービスや正確かつ適切な情報を提供する等の公共性の高い役割を担います。

【 市 民 ・ 企 業 】

市民・企業においては、快適な交通環境の創造を図るために、交通事業者や行政が行う各種交通施策への積極的な協力をを行うとともに、自らエネルギー効率の良い公共交通機関の積極的利用、過度な自動車利用の自粛、交通マナーの向上、可能な範囲で交通の円滑化や環境の改善等に向けて主体的に取り組むよう努めることが必要です。

2 施策推進の体制

公共交通を主軸として、徒歩や自転車、自家用車などの多様な交通手段が相互に連携した総合交通体系づくりをより一層進めるためには、施策毎の単一的な取組ではなく、様々な関係者がより一層連携した、総合的かつ一体的な取組みが必要です。

また、賑わいづくりや回遊性の強化などといった、まちづくりと連携した取組みもますます重要となっています。

このため、平成26年5月に策定した「福岡市都市交通基本計画」に基づき、特に交通事業者等と連携した取組みを推進する体制として「福岡市総合交通戦略協議会」を設置しており、今後は、本協議会において公共交通の利便性向上などについて、関係者と連携した戦略的な取組みを中心に持続的・発展的に展開していく。

3 P D C Aによる施策推進

①P D C Aサイクルによる効果的な施策の推進

計画(PLAN)された施策を実施(DO)していく上で、概ね1~2年毎にその施策の進行状況を把握し(CHECK)、必要に応じて改善(ACT)を行いながら、P D C Aサイクルによる効果的な施策の推進を図ります。

②必要に応じた福岡市総合交通戦略の見直し

本計画の目標年次は平成34年度(2022年度)で計画期間が8年となっており、その間に社会情勢が大きく変化し、それに伴って新たな法制度の整備や、新たな技術の開発・導入等が進むことも予想されることから、適切な時期に検証等を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じて福岡市総合交通戦略の見直しを進めています。

